

会議名称		平成16年度第2回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時		平成16年7月26日(月) 14時～16時53分	
場所		杉並区役所 第5・6会議室	
出席者	委員	江藤会長 市村委員 遠藤委員 大沼委員 佐々木(庸)委員 澤海委員 高橋委員 長津委員 夏目委員 柳澤委員 門脇委員 河津委員 佐々木(浩) 委員 鈴木委員 藤本委員 藤原委員 青山委員 茶谷委員 [18名]	
	実施機関	遠藤危機管理室長 徳崇地域人材・NPO担当課長 渡辺産業振興課長 洞口 管理課地域福祉係長 土屋国民健康保険課長 味田介護保険課給付係主査 有 坂児童青少年センター所長 皆川住宅課長 加藤公園緑地課長 玉山環境課長	
	事務局	南方行政管理担当部長、高区長室長 [情報システム課] 中村課長 和久井副参事 藤本管理担当係長 村野主 査 鳥居運用担当係長 伊部開発担当係長 塩畑開発担当係長 山根主査 丸山開発担当係長 [法規担当課・総務課] 牧島法規担当課長 大井情報公開係長	
傍聴者		1名	
配付資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録</li> <li>平成16年度第2回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項</li> <li>諮問第17号資料(電子申請システムについて)</li> <li>平成15年度諮問第35号資料(区の個人情報保護制度の基本的あり方と杉並区個人情報保護条例において改正すべき事項について:答申・建議案)</li> <li>平成15年度諮問第35号に関する意見</li> </ul>	
	当日	会議次第、情報公開・個人情報保護審議会委員名簿、報告11資料、報告12資料、報告17・諮問12・13資料、報告19・諮問15資料、諮問17資料	
次第	1	委嘱状の伝達	
	2	平成16年度第1回会議録の確定	
	3	諮問・報告事項	
		平成15年度中央電子計算組織処理状況報告	報告9
		平成15年度小型電子計算組織利用報告	報告10
		防犯診断に関する業務の登録について(新規)	報告11
		NPO等活動推進に関する業務の登録について(修正)	報告12
		商店街防犯設備整備に対する補助金交付に関する業務の登録について(新規)	報告13
	商店街地域経済交流事業に対する補助金交付に関する業務の登録について(新規)	報告14	

	商店会連合会によるセミナー開催等に対する補助金交付に関する業務の登録について（新規）	報告 1 5
	民生委員・児童委員に関する業務の登録について（修正）	報告 1 6
	民生委員・児童委員名簿管理・担当区域図システムに記録する個人情報項目について	諮問 1 0
	老人福祉システムに記録する個人情報項目について	諮問 1 1
	介護保険給付に関する業務の登録について（修正）	報告 1 7
	国民健康保険医療給付に関する業務の目的外利用について	諮問 1 2
	介護保険情報伝送システムに記録する個人情報項目について	諮問 1 3
	学童クラブ児童記録に関する業務の登録について（修正）	報告 1 8
	住宅修築資金管理システムに記録する個人情報項目について	諮問 1 4
	すぎなみ公園育て組に関する業務の登録について（新規）	報告 1 9
	すぎなみ公園育て組登録者名簿管理システムに記録する個人情報項目について	諮問 1 5
	環境（公害）問題苦情受付処理票管理に関する業務の登録について（修正）	報告 2 0
	環境（公害）問題苦情受付処理票管理システムに記録する個人情報項目について	諮問 1 6
	電子申請システムについて	諮問 1 7
	区の個人情報保護制度の基本的あり方と杉並区個人情報保護条例において改正すべき事項について	平成 15 年度諮問 35
審 議 結 果	平成 15 年度中央電子計算組織処理状況報告	報告了承
	平成 15 年度小型電子計算組織利用報告	
	防犯診断に関する業務の登録について（新規）	
	NPO等活動推進に関する業務の登録について（修正）	
	商店街防犯設備整備に対する補助金交付に関する業務の登録について（新規）	
	商店街地域経済交流事業に対する補助金交付に関する業務の登録について（新規）	
	商店会連合会によるセミナー開催等に対する補助金交付に関する業務の登録について（新規）	
	民生委員・児童委員に関する業務の登録について（修正）	
	介護保険給付に関する業務の登録について（修正）	
	学童クラブ児童記録に関する業務の登録について（修正）	
	すぎなみ公園育て組に関する業務の登録について（新規）	
	環境（公害）問題苦情受付処理票管理に関する業務の登録について（修正）	
	民生委員・児童委員名簿管理・担当区域図システムに記録する個人情報項目について	
	老人福祉システムに記録する個人情報項目について	
国民健康保険医療給付に関する業務の目的外利用について		
介護保険情報伝送システムに記録する個人情報項目について		
住宅修築資金管理システムに記録する個人情報項目について		

	すぎなみ公園育て組登録者名簿管理システムに記録する個人情報項目について	
	環境（公害）問題苦情受付処理票管理システムに記録する個人情報項目について	
	電子申請システムについて	
	区の個人情報保護制度の基本的あり方と杉並区個人情報保護条例において改正すべき事項について	継続審議

会 長	これより開会いたします。事務局から何かありますか。
区長室長	<p>初めに区民代表委員、議会選出委員の一部の方について、委員の変更がありましたので事務局からご紹介したいと思います。まず区民代表の澤海弘明委員です。次に議会選出委員の河津利恵子委員、藤本なおや委員、以上の3名です。なお、委嘱状につきましては、本日の席上に置いてありますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>また、席上に配付させていただきました新しい委員名簿につきまして一部誤りがありましたので、訂正させていただきます。学識経験者の茶谷達雄委員の団体役職名が「市町村職員中央研究所客員講師」となっていますが、これは前職の内容ですので、現職の「情報システムコンサルタント」と改めていただきたいと思います。</p>
会 長	都合により本日欠席の委員について、事務局よりお願いいたします。
区長室長	欠席のご連絡をいただきました委員は、花柳委員1名です。大沼委員と小幡委員のお二人については、少し遅れて出席されるというご連絡をいただいています。
会 長	<p>これより議題に入ります。本日の進め方ですが、毎回申し上げているように諮問35の審議を後に予定しているので、前回会議録の確定、報告、諮問案件の審議等について、ご協力をよろしくお願ひします。</p> <p>最初に、前回の平成16年度第1回審議会会議録についてですが、内容等について何かご意見等はございますか。</p>
法規担当課長	事務局からですが、14頁と17頁に本来は表記しないこととしています委員の名前が記載されています。つきましては、これを除いた内容として、確定をさせていただければ、本日お配りしている会議録は本会終了後に回収し、訂正した会議録を次回にお配りさせていただきたいと思います。
会 長	他に委員の方々から何かございますか。
委 員	<p>14頁から15頁にかけてですが、書いてあることそのものは別にいいのですが、ここに例の警察と学校との連絡制度の問題の質疑の流れが書いてあります。ここで教育委員会に議題として連絡制度をしたのかということとか、それを諮ったかどうか、それを諮っていますとか、教育委員会として了承されたのか、それはされてますと、そういう流れがあります。その後の議会でのやり取りの中で、こういう事実の経過はなかったということがはっきりしました。</p> <p>したがって、委員の私たちはそれがわかっているわけですが、今回新しくなられた委員の皆さん、住民の皆さんが議事録を手にして見たときに、こういう認識だったのだなということになるので、私としては、この議事録についての意見ということで、次回の議事録の中にでも、ここはこういう事実がなかった、こういうことでしたということ所管のほうが何かきちんと訂正をされる必要があるのではないかと思います。意見を申し上げさせていただきました。</p>
会 長	その事実認定は別途次回の議事録の中に登載するというのでいいわけですね。事務局はそれではよろしゅうございますか。
法規担当課長	ちょっと趣旨を理解しかねるのですが、議事録はこの審議会の場での委員の皆様のご発言と、実施機関側の発言をそのまま記録するものですので、それは次回に実施機関側を呼んで、それに関連したことについての質疑を受けて、それを記録に載せるということでしょうか。

委 員	<p>そこまで私は必要ないと思うのです。ただ、こういうふうにいま記録されている議事録は、そのとおりで間違いのないわけです。ただ、答弁なり何かで間違った認識で答えることはあるわけですので、そのことが、ここに書かれている議事のやり取りの中身が違っているのだということをはっきりしておくことが、必要ではないのかということなのです。</p> <p>そうでないと、先ほども言いましたが、前回の委員の皆さんも、ご存じの方もいらっしゃるかも知れませんが、例えば教育委員会に諮って、教育委員会でも了承されたという認識のままで、ずっといつてしまいますから、そのところは、ここは事実経過としてはこうでしたということが、次回の議事録の中、あるいは所管がここに来るなりして、実はこういった中身だったので訂正をすとか、そういったやり方で。書かれていることは事実のとおりなのですが、誤解というか、事実関係という違うので、そこは正しておく必要があるのではないかと申し上げているわけです。</p>
委 員	<p>そういうことでしたら、区長室長が事実をきちんと把握していらっしゃるようでしたら、ここで、前は所管からこういうふうに話をされたが、実際はこうで、議会のほうではこういうふうにされているというようなお話をいただいて、それは我々も聞かなければいけないことですから。それがいま委員のおっしゃった議事録への登載にもなりますし、区民に対する誤解の訂正にもなるのではないかと思います、いかがでしょうか。</p>
会 長	<p>そうすると、この議事録は確定するという手続をした上で、区長室長のご発言をいただくと。</p>
委 員	<p>そういうことです。</p>
会 長	<p>この議事録でよろしゅうございますか。</p> <p>特に意見はないようですので、前回の議事録としてこれは確定させていただきます。それに関連して、区長室長のほうからご意見をお願いします。</p>
区長室長	<p>私が前回答弁で、教育委員会として了承されていると言ったことを指しているのかと思いますが。私どもが前回発言したときに伺っているのは、教育委員会でそれぞれの教育委員の方にお話をしたということ、教育委員会から伺っていました。それで、そのとおり申し上げたわけです。いわゆる会の中で了承されたということではなく、教育委員会でそれぞれの教育委員の方にお話をしたというふうに後で聞いています。</p> <p>なお、その後6月23日の教育委員会、7月22日の文教委員会にもそれぞれ報告されたことを後ほど伺っています。以上です。</p>
委 員	<p>いまの点ですが、議事録に残るわけですか。</p>
会 長	<p>はい。次の議題に進みます。報告・諮問事項についてですが、まず諮問書の提出をお願いします。</p>
区長室長	<p>本日の諮問事項について、ただいまから諮問したいと思います。杉並区情報公開・個人情報保護審議会への諮問につきましては、朗読をもって諮問に代えさせていただきます。</p>
	<p>( 諮問文読上げ・諮問文の手渡し )</p>
<p><b>報告第9号、報告第10号</b></p>	
会 長	<p>初めに報告9・10を一括して、事務局から説明をお願いします。</p>
情報システム課長	<p>報告9号・報告10号について説明。</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問はございますか。</p>

委 員	意見です。最後におっしゃったI S M S取得は大変素晴らしいことで、是非今後とも区民の信頼、行政内容の充実のために努力していただきたいと希望しておきます。 付け加えると、これを取得している地方自治体はそれほど多くないので、杉並区としても胸を張っていいと考えられます。
情報システム課長	全国で千葉県市川市、多摩の三鷹市、さらには杉並区、いま現在では3つの自治体です。
会 長	他になければ、報告9・10は報告を受けたということにいたします。
<b>報告第11号、報告第12号、報告第13号、報告第14号、報告第15号</b>	
会 長	報告11から15は関連していますので、一括して事務局から説明をお願いいたします。
法規担当課長	報告11号、報告12号、報告13号、報告14号、報告15号について説明。
会 長	ただいまの説明についてご質問はございますか。
委 員	報告13の商店会への補助金についてですが、これは何件ほど考えているのでしょうか。
産業振興課長	予算上5件を考えています。
委 員	関連してですが、助成金は代表者の口座に振り込まれ、最高限度額は600万円ということですが、そのお金は管理をその個人に全面的に任せるのでしょうか、それとも区の指定したやり方があるのでしょうか。悪用された場合などの管理体制の確立は、区のほうで把握していらっしゃるのかどうかお聞きしたいと思います。
産業振興課長	個人ではなく商店会の口座に振り込みます。
委 員	商店会の口座ですか。その後は一切区はノータッチですか。
産業振興課長	実績報告はもらいます。
委 員	領収書などを添えてということですか。
産業振興課長	はい。
委 員	補助金の交付の報告が3つありましたが、規定があるとは思いますが、3つ目の報告15は印影、口座は情報としては載せないということですが、この違いを教えてください。
法規担当課長	この商店会連合会によるセミナーの開催の場合には、補助金の交付申請主体は商店会連合会ただ1つですので、その場合には法人情報という理解で、記録の内容に口座は設けておりません。それ以外の経済交流や防犯の場合には、必ずしも法人形態だけとは限らず、個人の場合もあり得えますので、口座を記録の項目として載せさせていただいたということです。
委 員	要するに法人に補助金が交付されるわけで、これは現金でのやり取りに限られるということなのではないでしょうか。
産業振興課長	現金で渡すことはなくて、口座に振り込みます。
委 員	つまり現金を扱うわけではなく振込みだけでも、個人情報の登録をせねばならないというものではない、ということですか。
法規担当課長	報告15につきましては、氏名、住所、電話番号の3項目については、登録をさせていただくということです。
委 員	印影と口座については登録しないということですか。
法規担当課長	ご指摘のとおりです。

委 員	同じく商店会の振込みのことですが、団体の口座に振り込むということですが、氏名、住所、電話番号とありますから、これは管理責任者の氏名、住所、電話番号ということになるのでしょうか。
産業振興課長	そういうことです。
会 長	報告 14 を見ると、対象となる個人の範囲は「補助金の申請を行う商店会等の代表者、担当役員」でしょ。だから個人というよりは、代表者または担当役員です。商店会がどういう形態をしているかはよくわからないが、法人に出す場合と、代表者として記載される場合と、代表者個人に出される場合というのははっきり区別しておかないと、事故が起きた場合に誰を当事者にするかというのがはっきりしなくなってしまう。そこはもう少しははっきり答えてほしいと思います。法人ならば法人で、その置かれている住所、法人名と。ちょっと漠然としすぎているという感じはするのです。
産業振興課長	商店会の会長の名前、会の代表者ということで、何々商店会の会長という口座に振り込むわけです。住所は会長の住所である場合もあれば、会計担当役員の場合もあります。
会 長	そうなると問題が起きた場合に困るのではないですか。訴訟を考えると相手方がはっきりしない、ということになります。刑事訴訟の場合、代表者なのか担当役員なのか、適宜それを振り分けるといい加減なことをしていたら。不正が起きるという前提で考えないとおかしいわけでしょ。そんな善意でもって物事が行われている社会ではないのですから。複数で、代表者、担当役員となっているのですが、どちらかにするとか、法人になっているのなら商店会の法人名を掲げるとか。
委 員	<p>商店会の組織がおわかりにならないからこういうことになるのです。個々の商店会というのは、商店会会長がいて、一般的に会計責任者がいるのです。最高責任者は会長ですが、会計上の責任者は会計なのです。予算執行は会計が行うのですが、どちらに入れるかで迷っているということは、商店会によって会計の責任が会長にいく商店会もあるし、会計責任者のところで処理をするところと分かれているわけです。商店会自体がはっきりしていないのですが、補助金を交付する場合にどちらか一本に絞らないと問題は大きくなるはずなのです。</p> <p>商店会連合会のほうは、会長がいて、副会長がいて、監事がいるのですが、地域の商店会というのは小規模ですから、会計の責任がどちらにいくかわからないのがあるのです。小さいところは会長が握っているし、ちょっと大きな商店会は会計責任者が予算を執行しています。区の担当者はその辺をもっとしっかりつかまないと、うっかり補助金を出したはいいがどうなっているのかわからないと、いま言ったような曖昧な回答になってしまうのです。もう少しその辺はしっかり確認しないといけないと思います。</p>

委 員	<p>いま委員がおっしゃったように、商店会連合会に未加入の団体もありますが、商店会は 95 から 100 ぐらいあります。法人組織になっているのは 16 ぐらいだと思います。そこはきちんとした法人組織ですから、監督もあるし、きちんとしています。しかし、法人組織ではない親睦団体のところもあります。そういうところも含めるとたくさんあるわけです。</p> <p>現実こういう防犯設備を設置するとか、いろいろ補助金を申請する団体というのは、組織がちゃんとしていないところは申請できないのです。役所も、経理上の監督について大変厳しいので、いい加減なところは絶対にできません。事後の報告義務は私たちが嫌になるくらい煩わしいです。ですから、いまのところ不正が行われる余地はないと思います。10 人や 15 人で商店会をつくるということはないので、私たちの認識としては、補助金を受けるような商店会の団体は不正を行うことはないと思いますし、もし不正が行われたとしたら、役所は必ず把握できる状態になっていると思います。</p>
会 長	<p>それはきちんとやっていると思うのですが、私は訴訟法を専門にしているものだから、民事訴訟の場合は当事者が誰になるのかが、まず大問題になるのです。そうすると、相手のはっきりしない訴訟は全部却下になります。だからはっきりしておかないと、これが基本になりますから、それであえて申し上げているのです。その辺は区のほうも、商店会のほうもきちんとやっているという前提で、この件はいかがでしょうか。</p>
委 員	<p>もう一回精密な仕組をつくっていただいて、もう一度審議会に出していただくほうが妥当ではないかと思います。</p>
会 長	<p>精密な仕組というのは何ですか。</p>
委 員	<p>区のほうで代表者を誰にするのか。ここに印影とか口座とかありますから、誰が団体の責任者で、会計の責任者は誰なのか、口座はどこに振り込むのか。そういうことを区のほうで枠をつくって、それからこのシステムを始めたほうがよろしいのではないかと思うのですが。</p>
会 長	<p>それはわかっているわけでしょ。商店会が申請してきた場合に、区のほうとしては当然それを把握した上でやるわけです。仕組をつくってくださいといっても、審議会にそれを持ってこられても区が具体的な事務執行の上でやることなので、差戻し、審議会にどういうふうに提案となるのか。</p>
産業振興課長	<p>代表の方が申請をして、代表者の口座の場合もありますが、商店会によっては会計担当の役員が口座を持っているケースもありますので、代表者と担当役員と並立で書いているということです。</p>
区長室長	<p>あくまでも役所へ申請するのは代表者で、交付決定をするのは代表者に対してするということです。ただ、入金先が代表者の口座もあれば、担当役員の口座の場合もあります。それは団体によって異なっていますので、代表者、担当役員としているということでありまして、仕組としてはきちんとしていてと考えております。</p>
会 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは報告 11～15 は報告を受けたことにさせていただきます。</p>
<b>報告第 16 号、諮問第 10 号、諮問第 11 号、報告第 17 号、諮問第 12 号、諮問第 13 号</b>	
会 長	<p>次に報告 16 から諮問 13 は関連しているので、まとめて事務局から説明をお願いいたします。</p>
法規担当課長	<p>報告 16 号について説明。</p>
情報システム課長	<p>諮問 10 号、諮問 11 について説明。</p>



法規担当課長	報告 17 号、諮問 12 号について説明。
情報システム課長	諮問 13 号について説明。
会 長	ただいまの説明についてご質問はございますか。
委 員	<p>20 頁の下に、介護保険被保険者数が 9 万 2,500 人で、要介護認定者数が 1 万 5,000 人、介護サービス利用者数が 1 万 2,000 人とありますが、これはどれがどれに入るのかわからないので、ご説明をお願いします。介護保険被保険者数というのは、どういう範囲の人を言うのでしょうか。要介護認定者数というのは要介護認定を受けられている方なのですが、サービスを利用されている方はそのうちの 1 万 2,000 人ということですか。被保険者というのは、サービスを受けていても受けていなくても介護保険のお金を払っている人ですよ。</p> <p>20 頁の電算入力の対象と、21 頁の電算入力の対象というのは違うのでしょうか。21 頁では介護保険サービスの利用者が対象ですよ。20 頁では電算入力の枠のところ、被保険者も要介護認定も介護サービス利用者も入っているのですが、これは違うのですか。同一ではないのですか。</p>
情報システム課長	ご質問の趣旨は、21 頁の対象となる範囲と 20 頁の先ほどご質問いただいた数字が書いてある所、その人数との関係ということですか。
委 員	はい、そうです。20 頁では電算入力の規模は 9 万 2,500 人、1 万 5,000 人、1 万 2,000 人です。21 頁では対象となる個人の範囲が「介護保険サービスの利用者」となっていますが、これは同じものということですか。
法規担当課長	ここで言う 20 頁の「介護サービス利用者」、すなわち 1 万 2,000 人が 21 頁の「介護保険サービスの利用者」ということです。
委 員	資料 15、16 頁に関してです。民生・児童委員に関する業務。小型電子計算機で地図と名簿を管理するというご説明がありましたが、16 頁の項目の中で「地図に表示される個人情報」というのは特にご説明はなかったのですが、どのような内容でしょうか。
法規担当課長	地図上に表示されるのは地区ごとに氏名だけを表示します。
委 員	どなたの氏名ですか。委員の氏名ですか。
法規担当課長	そうです。民生・児童委員の氏名です。
委 員	それは地図の上にプロットされるのですか。それとも提供する委員の方を上の方にちょっと書いてお渡しするのか、どのような表示なのですか。
行政管理担当部長	簡単に申し上げますと、地図上に地域割があり、その地域割を囲んでその中に例えば A さんなら A という形で記載する地図になります。
委 員	では委員の方は A さんなら A さんで、こういう地域を担当しているということがわかるような表示という程度ですか。
行政管理担当部長	はい、そうです。
委 員	そうすると登録用の所にその区別がないので、備考欄にでも「地図に表示する個人情報は氏名のみ」ということがあっていいのではないかと思います。これだけを説明なしで見ると、拡大解釈すると全部載るかというような、意地悪な解釈もできますし、場合によっては載らないから、対象外という解釈もされるかもしれません。
行政管理担当部長	了解しました。

委 員	16 頁の「個人情報登録票」、財産等の情報という所に、「収入」と書かれていますが、これは本人のみの収入なのか、世帯主を含むのでしょうか。またどういうためにこれが必要なのかをご説明ください。
管理課地域福祉係長	民生委員の皆さんと直接的に関係することではないのですが、国の表彰などというときに、個人の事業主の人には都、国へ上げていくときに必要となっているので、皆さんの情報が、全員の収入、世帯の収入が必要というわけではありません。いままで過去何人かそういう形で表彰歴を報告するときに必要になるということです。
委 員	同じ項目でイメージがよくわからなかったのですが、今回電算化することによって、民生委員や児童委員の手元に渡されるものは、従前のものとは変わらないということでしょうか。
管理課地域福祉係長	はい。
委 員	その「社会活動の情報」という項目の中に、適否事項、欠格事項がありますが、これをご説明ください。
管理課地域福祉係長	民生委員を推薦するにあたり、区の中で民生委員の推薦会を開きますが、その中に、都へ推薦する際に、適否事項として健康状態はどうか、親族の理解度はどうかが出てきます。それを現在、文書として受け取っているということです。欠格事項は推薦のときにはそれほど関わりはないのですが、これも先ほど出た表彰のときにどうしても必要となってくるということで、経済状況、補導・犯罪歴などの把握がどうしても必要となってきますので、文書で把握しているということです。
会 長	17 頁の電算入力記録、前の所でも何回も出てきますが、「民生・児童委員」になっていますが、民生委員と児童委員とははっきりと別ですよ。全て兼務になっているのですか。どちらですか。
管理課地域福祉係長	児童福祉法により、民生委員は児童委員を兼務していることが、法律上書かれています。
会 長	そうすると報告 16 の業務名称には「民生・児童委員」と書くよりは、「民生児童委員」とするほうが実態に即した、法律に則した書き方になるのではないですか。
管理課地域福祉係長	法律的には民生委員、児童委員という表現になります。
会 長	2 つ書き方があるから、どちらが正しいのか、ということです。
情報システム課長	記録票の項目ですが、いま担当から、法律的には民生委員、児童委員という表記をしているとのことですから、これに統一させていただきます。
会 長	了解いたしました。他にありますか。
委 員	20 頁ですが、電算入力することにより、例えば点数の計算などが早くなるというメリットはあるのでしょうか。
情報システム課長	先ほど説明いたしましたとおり、「効果」の欄にもありますが、不適正な給付の抽出を行い、介護給付の適正化を図ることが目的で、そのような問題が解決するところに着眼点があります。
委 員	はい、それだけだということですね。
情報システム課長	はい。

委員	冒頭に会長から、今日は諮問 35 に時間をかけたいとありましたので、提案ですが、質問は各委員一括しておやりになっていただいたほうがよろしいと思います。お取計らいをお願いします。
会長	1 人の人が何回も何回もやらないでということですか。
委員	はい。
会長	ただ、あとから思い出したということもあるかと思いますが。
委員	それは議会でもありますが。
会長	わかりました。他にございますか。これは余計なことかもしれませんが、説明委員として出席されているのかもしれませんが、そちらが主体をもってきちんとしていただかないからもたもたしているということもあると思います。そこで相談しているような形になってしまって、出席する以上は責任をもって説明する。先ほどの場合もそうでしたが、もたもたしているようなことがあるというのは甚だ残念だと思います。折角 3 つの自治体に入っているというのに、余計なことかもしれませんが、的確な説明をしていただきたいと思います。 それでは諮問 10 から諮問 13 までは決定、報告 16・17 については報告を受けたということにします。
<b>報告第 18 号、諮問第 14 号、報告第 19 号、諮問第 15 号、報告第 20 号、諮問第 16 号</b>	
会長	次に報告 18、諮問 14、報告 19、諮問 15、報告 20、諮問 16 について一括して事務局から説明をお願いします。
法規担当課長	報告 18 について説明。
情報システム課長	諮問 14 について説明。
法規担当課長	報告 19 について説明。
情報システム課長	諮問 15 について説明。
法規担当課長	報告 20 について説明。
情報システム課長	諮問 16 について説明。
会長	ただいまの説明についてご質問はありますか。
委員	24 頁の学童クラブのメールの問題です。多分これは一方的に送るのだと思いますが、危ない面があるのではないかということです。送信は誰が行うのか、児童青少年センターがそういう情報を判断して送信するのか、あるいは危機管理室等の他の課なのかわかりませんが、どこが送信するのかです。 もう 1 つ、この情報を収集するメールアドレスを学童クラブ単位で所有するのか、あるいは青少年センターで一括してすべての学童クラブの保護者のメールアドレスを集約するのか。メールは一方通行ですので、その辺りのセキュリティ、事故防止対策はどうなっているかをお聞きしたいです。
児童青少年センター所長	各メールアドレスの趣旨については、各児童館、学童クラブ単位で行います。47 の学童クラブ、41 の児童館がありますが、ここではメール配信するのは学童クラブですが、すべて配信する必要があるかどうか、あるいは永福で起った事件を上井草で必要かを含めて、判断は児童青少年センターで行い、その上で各児童館から配信する予定です。
委員	事故防止についてはいかがですか。
児童青少年センター所長	事故防止については、現在検討中の所もありますが、一律にメール配信して、不要なメールアドレスは見られないような形で行うようにセキュリティを考えています。

委 員	そのメールに関しては、希望者、情報を欲している保護者のみなののでしょうか。それとも強制化していくのでしょうか。
児童青少年センター所長	希望者のみを対象としたいと思います。
委 員	同じ項目ですが、児童館、学童クラブに行っている子どもたち以外の学校に行っている子どもや保育園等の釣合いはどのように考えているのでしょうか。
児童青少年センター所長	学童クラブだけを対象に考えています。現在でも保護者の方にお迎えに来ていただきたいなど、そういうことには電話で対応しているのですが、それを補完する意味で今回、保護者の方々からも強く要望もありましたので、メール配信を考えていますので、他の業務との摺り合せはまだ考えておりません。
委 員	わかりました。
会 長	他にございますか。それでは特にございませんようですので、諮問 14～16までは決定とします。報告 18～20 については報告を受けたということにします。
<b>諮問第 17 号</b>	
会 長	次は単独になりますが、諮問 17、電子申請システムについて説明をお願いします。これが終わった後で、手続としては一応答申案の配付にしますので、そのときに休憩を取りたいと思います。
政策経営部副参事	諮問 17 について説明。
会 長	ただいまの説明についてご質問等ございますか。
委 員	初期対象手続 14 業務は、公的個人認証サービスを用いなくても本人確認が可能なのか。14 業務について他の区では公的個人認証サービスを適用して本人確認するのか。その辺りについてお願いします。
政策経営部副参事	この 14 業務について、公的個人認証を適用するかどうかの問題については、各自自治体に判断が任されています。いまの段階では住民票等の交付については、公的個人認証は用いなくてやっというのが大勢だと聞いています。14 業務は公的個人認証を用いなくてやれるのかということですが、現在杉並区の場合は公的個人認証を使えない状況で、窓口等で本人確認をして電子申請を進めていきたいと考えています。ある意味電子予約システムのようにになってしまうのですが、申請書だけ送っていただき、実際に取りに来ていただき、手数料等をお支払いいただくという形にならざるを得ないのではないかと考えています。少々利便性は落ちるのですが、当初はそのような形で考えております。また、他区もそのような形でいま考えていると思います。
委 員	専用回線を使うということですが、これはほかの業務には使われない、これにだけ使われる回線ということなのでしょうか。
政策経営部副参事	総合行政ネットワークは、地方公共団体間を結んでいる専用回線で、この電子申請以外にも文書交換、自治体間のメール交換、そういうものには活用されています。

委 員	<p>質問が2つあります。外部委託する理由の所で、原則 24 時間、365 日サービス運用体制とありますが、国際電話のようで、これだと少し高くないかと思ったりするのではないかと思います、もう少し時間を短くするようなことは考えていらっしゃるのかどうか。</p> <p>もう1点は、杉並区が住基ネットに反対ということで、最初住基ネットに接続しなかったときの理由として、住基ネットは独立回線とは言うけれども、漏れがないとは言えないということを確認区長が主張、理由にしていたと思います。今回専用回線とは言え、この回線のほうが税金、医療関係の情報、ありとあらゆる情報が乗ってきますから、こちらのほうが相当な量の情報が流れることとなりますので、これは漏れというようなことについては、どのくらい安全に対して配慮されているのか、どう考えていらっしゃるのか。この2つをお聞きしたいです。</p>
政策経営部副参事	<p>まず1点目の外部委託の件です。24 時間、365 日はコストがかかるのではないかということですが、実際にはインターネットを活用しますので、人がずっといて受けるわけではありませんので、夜中に申請が出れば、翌日来た職員がそれを開いて、審査をして、お答えする形ですので、設備自体には相当なお金がかかっていますが、それを 50 近くの団体で分担し合いますので、個別に作るよりは相当安あがりになるのではないかと考えています。</p> <p>2点目の住基ネットの関係です。これはセキュリティの問題だと思いますが、先ほどもお話いたしましたとおり、相当高度なセキュリティを確保していると思っています。住基ネットも確かに高度で、どちらが高度かという話は少し難しい話だと思っています。こちらの L G W A N も高度なセキュリティを保たせていますし、インターネット回線についても暗号化を図るような形で個人情報が出ないような対策を講じています。住基ネットと違うのは、住基ネットは全ての人の住基データが流れるわけですが、こちらはご本人が同意されて、インターネットの申請の利便性を活用したいという方に利用していただくということです。どうしてもインターネットは危ないから利用したくないということであれば、従来の郵送なり、窓口に来ていただく手法も当然残っているということです。</p>
会 長	他にご意見はございますか。
委 員	<p>要望に近くなります。前から思っていますが、いま電子自治体構築という形で進んでいて、それを前にして言いにくいのですが、障害者や高齢者を中心にして、まだまだアナログでしか動けない人たちがいっぱいいるということを是非電子自治体を作っていく際には、頭の中に置いておいてもらいたいです。例えばアナログ世代の人たちが、パソコンでパッと申し込んだのに、遅れて不利益が起こらないように、この 14 の手続の中でも、例えば 9 の自転車駐輪場の定期利用登録申請があります。早い者順でもう埋まってしまったからもう駄目だというように、パソコンだと 9 時なら 9 時にパッといくわけですが。しかし高齢者や障害者が駐輪場の申請に行こうと思えば、9 時には行けないかもしれないです。1 分や 2 分の差で先着順というような形で決められて、アナログ世代の区民が不利益を受けないような配慮を是非お願いしたいと思います。</p>

会 長	<p>他にございますか。ございませんようですので、諮問 17 について決定とします。アナログ世代に対する配慮はよろしくをお願いします。</p> <p>若干休憩して、諮問 10 から諮問 17 までの諮問に対する答申案の配付をお願いし、確認することにします。その後諮問 35 について審議して参りたいと思います。では休憩とします。</p>
	(休憩)
会 長	再開します。まず、机上に配付してある案でよろしゅうございますか。
	(異議なし)
会 長	<p>それでは決定とさせていただきます。では、諮問 35 についてですが、答申案を用意しました。委員の皆様から予め頂戴した意見も併せて作成し、資料としては別途に付けています。これについて、事務局から説明をお願いします。</p>
法規担当課長	<p>では、私から諮問 35 について、経過並びに内容について、ご説明申し上げます。前回、5 月 21 日の審議会において、委員の皆様の意見をなるべく早く頂戴し、それに基づいて学識経験者の委員の皆さんで案をまとめるということになりました。5 月 24 日から 6 月 4 日にかけて、4 名の委員の方からご意見を頂戴しました。資料 5 がその意見の内容です。これらを参考にし、6 月 17 日に学識経験者の委員の皆様にお集まりいただき、検討をしていただきました。その検討の結果が資料 4 です。</p> <p>資料 4 の題は「答申・建議(案)」となっています。建議というのは、審議会条例 2 条の 2 項に基づき、区長に対して審議会が意見を建議することができるということで、諮問事項ではありませんが、委員会として意見を提出するというものです。具体的には、指定管理者の情報公開について建議をしています。</p> <p>それでは、資料につきましてご説明させていただきます。 (資料 4・5 に基づき説明)</p>
会 長	<p>どうも長時間ありがとうございました。それでは、この 2 つの資料に基づいて審議に入りたいと思います。最初に、よく分からないところがありましたら、その点を明らかにした上で、意見を述べていただければと思います。</p>
委 員	<p>4「個人情報の定義」のところで、「死者に関する個人情報の取扱いについては個人情報の定義に含めることが適当である」という提言ですが、遺族のプライバシー権の侵害という危険性が発生するのではないかと思いますので、あえて個人情報に含まなくてもよいのではないかという気もするのですが。</p>
会 長	<p>それはご意見ですね。ほかに何かございますか。では、1「基本的あり方」、2「改正すべき事項」という、1 項ずつについて話を進めていきます。最初に「個人情報保護制度の基本的あり方」というので、1～4 にこうあるべしということが書いてあるわけですが、いかがでしょうか。もっと付加すべき重要な論点があるという意見があればどうぞ。</p>
会 長	<p>特にございませんようでしたら、2 の「条例において改正すべき事項」で、第 1 の「区域内の事業者等への支援」について、いかがでしょうか。</p>

委 員	<p>多種多様な形態の事業者があると思うのです。ですから、どこまで踏み込んで支援体制を作るのかということになりますが、私は一応、ここに出ている枠の中の問題点提起ということで、ある程度カバーできるのではないかと思います。特に枠の中の3番の「出資法人等の個人情報保護については、出資法人の責務と区長の指導に関する規定を設けることが適当である」と、要するに、出資法人の責務を区長の指導の範囲でどこまで規制できるか、というところが問題になってくると思いますので、この点については、もし検討する余地があれば、さらに突っ込んで検討したほうがいいという気がします。その他は問題ないと思います。</p>
会 長	<p>特にご意見がないようですが、この第1の「区域内事業者等への支援」についてですが、確かに具体的に書くというのはとても大変ですね。非常に多様な形態であると思いますので。</p>
委 員	<p>これは具体的に書くというのは難しいと思います。あくまでも、区長の権限がどこまで及ぶかということを中心に考えれば、その中で充当できることだろうと思います。</p>
会 長	<p>現在はないわけですので、出資法人等の個人情報についての規定を新たに設けて、そこで出資法人の責務と区長というか、区の指導性というか、それらが書かれれば、もう尽くせるのではないかなと思うのですが。3頁の5「なお、指定管理者に関しては」という、これは建議するということになるかなと思うのです。諮問されてはいないのですが、5の2行目からのように、区から諮問されているわけではないが、当審議会として必要と考えるので、ここに意見を述べる。すなわち、指定管理者が取得した情報については、公開のために必要な措置を講ずるよう努めるべきである。この趣旨を踏まえ、杉並区情報公開条例において、出資法人等と同列に位置付けることが適当であるといったようなことが書いてあるのですが、この建議についてはいかががでしょうか。これはご意見をいただかないといけないと思うのですが。</p>
	(異議なし)
会 長	<p>よろしいですか。それでは、これを含めて第1の「区域内の事業者等への支援」は、大体このようなものとしてよろしいのではないかなということに、まだ最終的に確定するわけではないのですが、ほぼこのような方向でということでご了解いただいたことにさせていただきます。</p> <p>第2の「苦情処理のあっせん」ですが、すでに「苦情処理のあっせん」については諮問があったのですが、これについてはいかががでしょうか。</p>
委 員	<p>要するに説明の中で、13条の趣旨について出ていますので、それで適当ではないかと思います。</p>
会 長	<p>他にございませんか。では、これも概ねパスということにしたいと思えます。第3「国等との協力」という項目についてはいかががでしょうか。委員の皆さんからいただいた意見も、概ね同じ趣旨ではないかなと思うのですが、4番目のご意見の方が、「一般的な責務規定か具体策の明示かについては、可能な限り、具体策の明記が望ましいと考えます」とあります。これを具体的に書くのは、大変な作業になってしまうのではないかなと思うのです。それで、2に、「具体策については、責務規定を明記する程度で」と書いておいて、あとは事務執行の過程で積み重ねていただければと思いますが、そのようなことでよろしいですか。</p>
	(異議なし)

会 長	第4「個人情報の定義」については、先ほどもご意見があり、これはいろいろご意見があるかと思いますが、いかがでしょうか。
委 員	個人情報に含めてしまうと、規制管理の対象にはなりますが、十分な保護が得られなくなるのではないかと心配がありますので、これはちょっと考えていただきたい。遺族のプライバシー権の侵害ということが発生するのではないかと心配するのですが。
委 員	私は、この説明に書いてあるとおりでよかったと思います。死者の情報も個人情報として保護すべきであると。今、発言された委員の意見も、目的は同じところにあるのではないかと、受け取り方の違いではないかと思えます。
会 長	これは、第7とも関連していますね。「自己情報の閲覧等の請求権」の3の(2)の「死者の個人情報の開示請求について」と。
委 員	検討の過程でこういう意見が出たのです。国のほうは、生存者だけに限定して、一見死者は入っていないように文言上は見えるのですが、解説を見ますと、やはり死者も同一家族と同様な情報であると見られる場合には、死者の情報も個人情報として扱いたまおうという趣旨で出来ています。ですから杉並区は、より積極的に「生きている」というような表現ではなく、はじめから広く広げて、死者の方も保護していきましょうと。ケースによってそういうのがありますから、それでこういう結論になったのです。
会 長	いかがでしょうか。いまのご意見のように、個人情報の定義に含めたほうが、保護が厚くなるのではないかとこの観点から、これは書かれているのですね。
委 員	結局、情報というものは、故人であれ生存者であれ、肉体とともになくなるものではないという大きな観点に立てば、枠の中にある定義というのが妥当ではないかと私は考えます。
会 長	それでは、そういった反対意見もあったということで議事にはとどめておいて、第4はパスということでよろしいですか。
	(異議なし)
会 長	それでは第5「外部提供先に対する措置要求」ですが、これはいかがでしょうか。
委 員	問題は、この枠の1の中にある「提供に係る個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずることを求める旨の規定を設けることが適当である」ということになると、では規定をどうするかというところまで突っ込んでいかないと、この問題は論議するまでにいかないと思うのです。ですから、とりあえず、ここでの意見としては、この中にある程度にとどめると。説明の中にもありますが、また新たに問題が出るような場合が想定されれば、それこそ適当な、必要な措置というところまでいかないと思いません。現段階では、この程度がいちばん妥当かという気がします。
会 長	必要な措置というか、条例で決めるわけですから、区議会に、こういった個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずることができるような、それを含めた規定を作ってほしいということですよ。
委 員	そういうことです。



委 員	賛成というか、おっしゃるとおりだと思います。建議の部分は、先ほど皆さんと確認をしたことですが、ただ答申も全体的に建議的な要素が強いと思います。ですから、最終的にどうなるかは分かりませんが、これを当審議会の答申建議として、あとの細かいことは執行する、あるいは条例を作る区長に、いい意味でお任せすることが前提だと思います。そう考えると、すべてのところがそうなので、いまは第5まで進みましたが、概ね4名の先生方のこの表現は適切ではないか。あまり細かいことに踏み込まないほうがいい場合もあるわけですので、この辺でいいのではないかと思います。
会 長	やはり審議会の建議ですから、細かいところまでやっていたら枠を越えてしまうのではないかと思います。まさに、委員のおっしゃるとおりでやっていると思いますが、やや建議的であることは間違いないかと思います。第5も、区長の方へこれを諮問に答えて提出して、区長がおそらく区議会に条例案を提出するということになると思います。では、第6の「外部結合」についてはいかがでしょうか。
委 員	これでいいと思います。
会 長	概ねこのような方向でよろしいですか。
	(異議なし)
会 長	第7「自己情報の閲覧等の請求権」については、いかがでしょうか。
委 員	4番目の「裁量的開示」についてですが、濫用の歯止めという項目は必要なのではないかと思いますが、どうでしょうか。
会 長	他にご意見はございますか。
委 員	これは枠の3「開示請求者の範囲」ということ、特に代理請求ということが問題になっているのは、成年後見人制度との関連が、これからもっと重要な問題として出てくると思うのです。成年後見人に権限をどこまで持たすかということによって、この請求権も変わってくると思います。ここでは代理請求、あるいは任意代理人による開示請求にまで踏み込んでいますので、特に問題がなければ、とりあえずはこの範囲で抑えていくということで、4番にあるような「裁量的開示」ということについては、そういうことを含めて、建議的なことになりましたが、さらに考えなければいけないだろう。普通に考えれば、この代理請求ということは、成年後見人や任意後見人制度の範囲でとどめておかねばいいという気がします。
会 長	他にいかがでしょうか。
法規担当課長	12頁のいちばん上の行「自己の意思により目的が利用等の」となっていますが、「が」を「外」に訂正をお願いします。「目的外利用等の」としてください。
会 長	この内容でよろしいですか。
	(異議なし)
会 長	第8「開示等の請求手続」についてはいかがですか。特にございませんか。
	(異議なし)
会 長	では、概ねこのようなことで進めさせていただきます。第9「不服申立、情報提供、苦情処理等」についてはいかがですか。
委 員	説明の1の中に出ているので、意味は通じると思いますから、これでいいと思います。
会 長	他になければ、第10「罰則」について、いかがでしょうか。ともかく罰則は必要であるということですね。

委 員	罰則の内容はますます多種多様になってくるわけで、現段階では未知数の部分が多岐にも多いと思います。ですから、ここにあるような建設的な意見ということで、「現段階では問題が多く、引き続き検討が必要であると判断する」、これに尽きると思います。ただ、現段階での罰則、確かに漏洩問題を基準に考えれば、漏洩に対する罰則がいちばん罰則としては効果的なことになるだろうし、規定としては認められやすいものだろうと思います。
会 長	概ね、第一回目の読解は終了ということで、次回にもう一度確定手続きをしたいと思いますが、本日は諮問 35 について、いろいろご意見をいただきありがとうございました。次回、もう一度審議をいたします。次回にこの答申建議案を提出する、その確定手続きはもう一度したいと思います。
委 員	手続的な面は別として、もう 1 回審議するということと言われると、また改めて白紙の状態から始めるという形になるので、ここは確認という形にしていたらと思います。
会 長	慎重に審議を重ねた結果、諮問に答えたということにしたいと思います。
委 員	文言上、問題になるような点があれば訂正する。さらにこれを突っ込んでやるとなると、条例上の問題もさらに複雑になりますので、いまおっしゃったように確認という意味を含めた程度でいいという気がします。私は、全体的にこの「答申建議(案)」でいいと思います。
会 長	それでは、次回に再確認をするという手続だけを残して、具体的な審議は本日をもって終了とするということによろしゅうございますか。
委 員	私は勉強不足なので、次回も今日のように読み合せをしながらという審議はともかくとして、やはり慎重に審議をしていただけたらありがたいと思います。今日、これで概ね OK ということになると、私としては理解ができるところと、調査研究が十分ではないところとがありますので、賛否ということになると私自身は保留させていただきたいという気持ちがあります。できるだけ慎重に審議をするということで、具体的な立派な案を作っていただきましたので、次回にも審議をして、その上でということにさせていただけたらありがたいと思います。
会 長	再確認いたしますので、特に何かありましたらそのときにご発言いただければと思います。それでは、先ほどの諮問 10 から 17 について、答申をさせていただきますと思います。
	(答申文・区長室長に手渡し)
会 長	あとは事務局から区長宛に答申書を送付するということになると思います。本日は、長時間にわたってどうもありがとうございました。
法規担当課長	次回の審議会の日程ですが、次回は 10 月 26 日(火)午後 2 時から開催させていただきますと思います。どうぞご予約のほどお願いいたします。
区長室長	今日は非常に暑い中熱心にご議論いただきありがとうございました。なお、一部において皆様からのご質問に十分なお説明ができなかったところがあり、ご迷惑をおかけいたしました。次回からは明快な説明を心がけて参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。
会 長	それでは、本日はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。